

**秋間みのりが丘建築協約の概要**  
(詳細は各街区の建築協約の別表を参照ください)

1. 敷地	基本事項	<b>1画地1住宅、分割不可、既設擁壁変更不可、切土盛土1.0m以下等</b>
	土留等構造物高さ	1.2m以下 3番地の一部では隣地境界付近にて設置制限あり
2. 位置	基本事項	建築物外壁の敷地境界線からの後退距離1.5m以上 ただし次の緩和(*印)あり * 外壁またはこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下のもので、 道路境界線より1m以上、フットパス・隣地境界線より0.5m以上後退している場合 <b>* 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さ2.3m以下、床面積5㎡以下のもので、 道路境界線より1m以上、フットパス・隣地境界線より0.5m以上後退している場合</b> 道路の境界線から建築物の軒先までの距離は0.5m以上
	建築物と道路の距離	2番地12～27のみ前面接続道路から4m以上、幹線道路ブロック天端から8m以上
3. 用途	基本事項(可能な建築物)	専用住宅、閑静な住宅地尙の兼用住宅、診療所(獣医院を除く)等
	除外建築物	街区または地番により一部の兼用住宅等
4. 高さ		地盤面から10m以下
5. 階数		<b>地階を除く階数は2以下</b>
6. 色彩		外壁および屋根は原色を避け、環境に調和したものとする
7. 外構	基本事項	<b>道路及びフットパス・公園・管理用通路の境界より0.5m以内は構造物を設けない</b> <b>隣地境界に沿って、かき・柵等を設ける場合は高さ1.2m以下で開放的で透過性のあるものとし、塀等は設けない</b>
	緑化	2～4番地では各々詳細規定あり
	その他	ビャクシン類*の樹木を植栽してはならない(一部除外街区あり) *カイツカイブキ、タマイブキ、クワイブキ、ハイバクシン、ネズミサシ、オオシマハイネズ、ミヤマネズ 2番街の一部では既設の柵を除去してはならない 4番街では、敷地境界に沿って塀・かき・柵・門等を設ける場合は木などの自然素材もしくは類似する風情のものとする
8. 広告物等		敷地内に広告物等を設置することを禁止(一部条件付にて許容)
9. テレビアンテナ等		屋外にテレビ・ハム無線等のアンテナ等を設置してはならない (直径1m以内の小型パラボラアンテナは除く)
10. その他		2番地の一部、4～5番地ではプロパンガスボンベ等 周辺の美観を損ねるものについての設置制限または修景規定あり